

## はじめに～基本的な考え方～（小田原市いじめ防止基本方針より）

### （1）いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠～

いじめは、法第2条で定めたとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

### （2）いじめに対する基本認識

いじめは、単に子供たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、生徒たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となる。

- いじめは、いじめを受けた子供の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供にも注意を払う必要がある。